

障害者への代読・代筆支援サービスについて

令和3年10月1日から、代読・代筆の支援のみでも家事援助においてサービス利用が可能となりました。

◆対象者◆

家事援助の支給決定が可能な方で、代読・代筆の支援が必要な方。

◆対象となる範囲◆

代読・代筆を可能とする対象は「日常生活上必要とされる範囲」です。

【対象となるものの例】

- ・郵便物全般の代読（整理も含む）
 - ・電化製品等の取扱説明書の代読
 - ・買い物や、食材等のメモの代筆
 - ・ネットショッピング等の自宅で行う買い物代行のためのパソコン操作
- ※あらかじめ買う物が決まっており、日常生活で行う買い物の範囲に限る

【対象とならないものの例】

- ・小説や雑誌の代読等、余暇支援目的の行為
- ・日常会話として使わない言語（輕易でない外国語等）で書かれているものの代読
- ・帳簿の作成やエクセルの入力等、ヘルパーに特殊なスキルを必要とする行為
- ・利用者本人の契約や医療機関等での同意書の代筆
- ・利用者本人の経済活動や団体活動の運営に関わるもの

◆サービスの利用手続◆

サービスのご利用を希望される場合は、区への申請が必要です。

利用申請については、お住まいの区の福祉保健センターにお問合せください。

※問合せ先は裏面参照

担当

横浜市健康福祉局障害自立支援課
居宅サービス担当

電話：045-671-2402

FAX：045-671-3566

各区福祉保健センター問合せ先（市外局番は 045です）

区	担当	電話	FAX	区	担当	電話	FAX
鶴見	障害者	510-1847	510-1897	金沢	障害者	788-7849	786-8872
	障害児	510-1839	510-1887		障害児	788-7772	788-7794
神奈川	障害者	411-7114	324-3702	港北	障害者	540-2237	540-2396
	障害児	411-7113	321-8820		障害児	540-2320	540-2426
西	障害者	320-8417	290-3422	緑	障害者	930-2433	930-2310
	障害児	320-8402	322-9875		障害児	930-2432	930-2435
中	障害者	224-8165	224-8159	青葉	障害者	978-2453	978-2427
	障害児	224-8171			障害児	978-2457	978-2422
南	障害者	341-1141	341-1144	都筑	障害者	948-2316	948-2490
	障害児	341-1152	341-1145		障害児	948-2321	948-2309
港南	障害者	847-8459	845-9809	戸塚	障害者	866-8463	881-1755
	障害児	847-8457	842-0813		障害児	866-8468	866-8473
保土ヶ谷	障害者	334-6384	331-6550	栄	障害者	894-8068	893-3083
	障害児	334-6353	333-6309		障害児	894-8959	894-8406
旭	障害者	954-6128	955-2675	泉	障害者	800-2485	800-2513
	障害児	954-6117	951-4683		障害児	800-2448	
磯子	障害者	750-2416	750-2540	瀬谷	障害者	367-5715	364-2346
	障害児	750-2439			障害児	367-5703	367-2943